



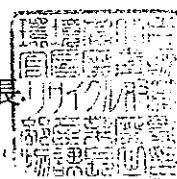
環廃対発第 091225001 号
環廃産発第 091225001 号
平成 21 年 12 月 25 日

各都道府県・各政令市 廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長



産業廃棄物課長



石綿含有一般廃棄物等の無害化処理等に係る石綿の検定方法について

石綿含有一般廃棄物、廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の無害化処理及び熔融処理(以下「無害化処理等」という。)については、石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容等の基準等(平成 18 年7月環境省告示第 99 号)及び廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融処理生成物の基準(平成 18 年7月環境省告示第 101 号)により、無害化処理等に伴い生成する物から石綿が検出されないこととする旨規定されているところであるが、今般、当該無害化処理等に係る石綿の検定方法等について、別紙1及び別紙2のとおりまとめたので通知する。

貴職におかれては、その運用に遺漏なきを期するとともに、貴管下市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の4第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

